

じどうつうしよ りよう なが 児童通所サービスのご利用までの流れ

その1 しんせいしよ ていしゆつ ～申請書を提出するまで～

- * じどうつうしよ しやうがい はつたつ とくせい さいいか こさま りよういく ていきやう
児童通所サービスとは、障害や発達に特性のある18歳以下のお子様^{こさま}に療育^{りよういく}を提供するものです。
- * しんせい りようかいし げつまえ ねが しんせい りよう げつ
申請は、利用開始の2～3か月前^{げつまえ}にお願いします。申請^{しんせい}からご利用^{りよう}まで、1～2か月^{げつ}かかります。
- * しんねんど はじ がつ なつやす ふゆやす まえ つうじやう てつづき じかん
新年度が始まる4月^がや夏休み^{なつやす}、冬休み前^{ふゆやす}は、通常^{つうじやう}よりお手続き^{てつづき}に時間^{じかん}がかかります。
- * りようかいし げつ まえ うけつけ
利用開始^{りようかいし}の4か月^{げつ}より前^{まえ}は受付^{うけつけ}できません。

しんせいしよ ていしゆつ てつづ 申請書を提出するまでの手続きについて

1 したのいずれかに当てはまるかを確認する

- しんたい りよういく せいしん しやうがいしやてちやう
身体・療育・精神のいずれかの障害者手帳^{しやうがいしやてちやう}をもっている。
- しえんがつきゆう しえんがっこう つうがく
支援学級^{しえんがつきゆう}か支援学校^{しえんがっこう}に通学^{つうがく}している。
- はっこう ねんない いし しんだんしよ りよういく ひつよう か いけんしよ
発行^{はっこう}から1年以内^{ねんない}の医師^{いし}の診断書^{しんだんしよ}が「療育が必要^{りよういく}」と書かれた意見書^{ひつよう}をもっている。

2 お子様^{こさま}が通う事業所^{かよ じぎやうしよ}を決める

- ① お子様^{こさま}と一緒に事業所^{いっしよ じぎやうしよ}を見学^{けんがく}する。
- ② 事業所^{じぎやうしよ}に空きがあることを確認^{かくにん}する。
- ③ お子様^{こさま}が週1回以上通うことを事業所^{しぎやうしよ}と約束^{やくそく}する。



・ほうかごとう
・放課後等^{ほうかごとう}デイサービス
・児童発達支援^{じどうはつたつしえん}
・計画相談支援^{けいかくそうだんしえん}
など、事業所^{じぎやうしよ}の連絡先^{れんらくさき}
一覧^{いちらん}が別^{べつ}にありますの
で、ご活用^{かつよう}ください。

3 そうだんしえんじぎやうしよ ぎ 相談支援事業所^{そうだんしえんじぎやうしよ}を決める

- お子様^{こさま}のサービスの利用計画^{りようけいかく}を立てたり、個別相談^{こべつそうだん}に応じる事業所^{おの じぎやうしよ}を1つ決めます。
お子様^{こさま}が通う事業所^{かよ じぎやうしよ}とは別^{べつ}になります。
- どちらの事業所^{じぎやうしよ}にするか、ご希望^{きぼう}がなければ、市^しが代わり^かに選ぶ^{えら}こともできます。

1、2、3の準備^{じゆんび}ができれば

うらめん
裏面^{うらめん}の「その2～申請書^{しんせいしよ}
の提出^{ていしゆつ}からご利用^{りよう}まで～」
につづきます。

しやくしよ しんせい 市役所に申請^{しんせい}します

しんせいしよ しやくしよ しやくしよ ぎ
申請書^{しんせいしよ}は市役所^{しやくしよ}にあります。市役所^{しやくしよ}に来ていただき、その場^ばで書いて提出^{ていしゆつ}するか、
ご自宅^{じたく}に郵送^{ゆうそう}し、記入^{きにゆうご}後^{ゆうそう}、郵送^{ていしゆつ}で提出^{ていしゆつ}することもできます。



児童通所サービスのご利用までの流れ

その2～申請書の提出からご利用まで～

*申請から児童通所サービスのご利用まで、1～2か月かかります。



申請時に提出するもの

- ◎ 児童通所サービス等給付申請書(ピンク色の用紙)
- 診断書か医師意見書のコピー(持っている方のみ)
- 健康保険証のコピー(明石市立ゆりかご園に通う方のみ)
- 世帯で1名様分の本人確認書類(今年の1月2日以降に明石市に転入された方のみ)

提出日

本人確認書類には
・運転免許証
・マイナンバーカード
などがあります。

2週間～1か月後

市役所の職員と面談

- 市役所職員より電話をしますので、そこで面談の日程調整を行います。その後、お子様と保護者の方と一緒に市役所まで来ていただき、面談をします。
- 面談の際は、母子健康手帳をお持ちください。

面談日

相談支援事業所の職員と面談

- 相談支援専門員が自宅等に訪問し、面談をします。
- 面談後、相談支援専門員が障害児支援利用計画案を作り、保護者の方に内容をご確認いただき、市役所に提出します。

面談日

確認日

上の2つが終わり、書類の手続きが済んだら

- 受給者証が発行され、自宅に郵送されます。
- 届いた受給者証を、通所する事業所へ提示し、契約すると児童通所サービスをご利用いただけます。

